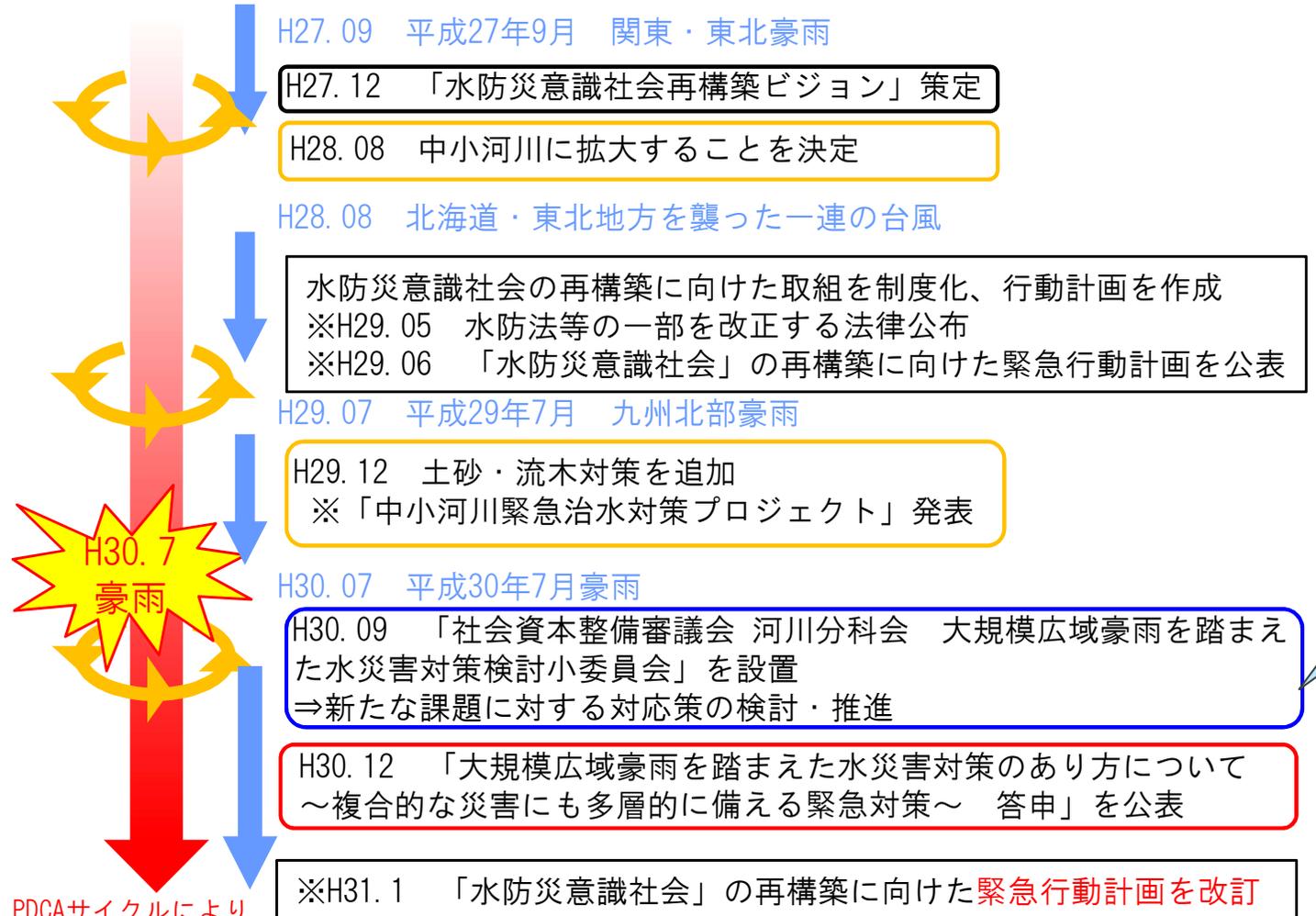


令和3年度以降の減災に係る取組方針(案) について

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定

平成30年7月豪雨をはじめ近年各地で大水害が発生していることを受け、大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策検討小委員会で、新たな課題に対する対応策等が検討され、緊急対策がまとめられた答申が公表された。答申を受け国土交通省では「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画を改訂した。



【平成30年7月豪雨の特徴】

- 長時間の豪雨かつ土砂・洪水氾濫など複合的な要因により面的に広い範囲で甚大な人的被害や社会経済被害が発生
- 切迫感を感じられない等の理由から避難を決断できず逃げ遅れた住民
- ライフラインや交通インフラが被災したことで地域の防災機能や社会経済機能などに影響が発生

【対策方針】

- 関係機関の連携によるハード対策の強化
- 多くの関係者の事前の備えと連携の強化により、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させる対策の強化

PDCAサイクルにより、取組を充実し加速

平成30年7月豪雨を踏まえ減災対策に係る取組方針の見直しを行った

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定

平成30年7月豪雨をはじめ近年各地で大水害が発生していることを受け、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組をさらに充実し加速するため2020年度目途に取り組むべき緊急行動計画を改定。

(1) 関係機関の連携体制

- ・国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置
- ・協議会に利水ダム管理者やメディア関係者など多様な関係機関の参画
- ・土砂災害への防災体制、防災意識の啓発などに関する先進的な取り組みを共有するための連絡会を設置

(2) 円滑かつ迅速な避難のための取組

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・要配慮者利用施設における避難確保：避難確保計画の作成を進めるとともにそれに基づく避難訓練を実施
- ・多機関連携タイムライン：多くの関係機関が防災行動を連携して実施することが必要となる都市部等の地域ブロックで作成
- ・防災施設の機能に関する情報提供：ダムや堤防等の施設の効果や機能、避難の必要性等に関して住民等へ周知 等

② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

- ・防災教育の促進：防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手
- ・共助の仕組みの強化：地区防災計画等の作成促進、地域の防災リーダー育成を推進
- ・住民一人一人の適切な避難確保：マイ・タイムラインの作成等を推進
- ・リスク情報の空白地帯の解消：ダム下流部の浸水想定図の作成・公表、土砂災害警戒区域等の指定の前提となる基礎調査の早期完了 等

③ 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

- ・危機管理型ハード対策：決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫を実施する箇所の拡充
- ・危機管理型水位計：災害時に危険性を確認できるよう、機能を限定した低コストの水位計を設置
- ・円滑な避難の確保：代替性のない避難所や避難路を保全する砂防堰堤等の整備
- ・簡易型河川監視カメラ：災害時に画像・映像によるリアルタイムのある災害情報を配信できるよう、機能を限定した低コストの河川監視カメラを設置 等

(6) 減災・防災に関する国の支援

- ・計画的・集中的な事前防災対策の推進：事前防災対策として地方公共団体が実施する「他事業と連携した対策」「抜本的対策（大規模事業）」を支援する個別補助事業を創設
- ・TEC-FORCEの体制・機能の拡充・強化：大規模自然災害の発生に備えた初動対応能力の向上 等

(3) 被害軽減の取組

① 水防体制に関する事項

- ・重要水防箇所の共同点検：毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者（建設業者を含む）が共同して点検
- ・水防に関する広報の充実：水防活動に関する住民等の理解を深めるための具体的な広報を検討・実施 等

② 多様な主体による被害軽減対策に関する事項

- ・市町村庁舎等の施設関係者への情報伝達：各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討
- ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実：耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施のうえ、実施状況については協議会で共有
- ・民間企業における水害対応版BCPの策定を推進 等

(4) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組

- ・排水施設等の運用改善：国管理河川における長期間、浸水が継続する地区等において排水作業準備計画を作成
- ・排水設備の耐水性の強化：下水道施設、河川の排水機場について、排水機能停止リスク低減策を実施 等

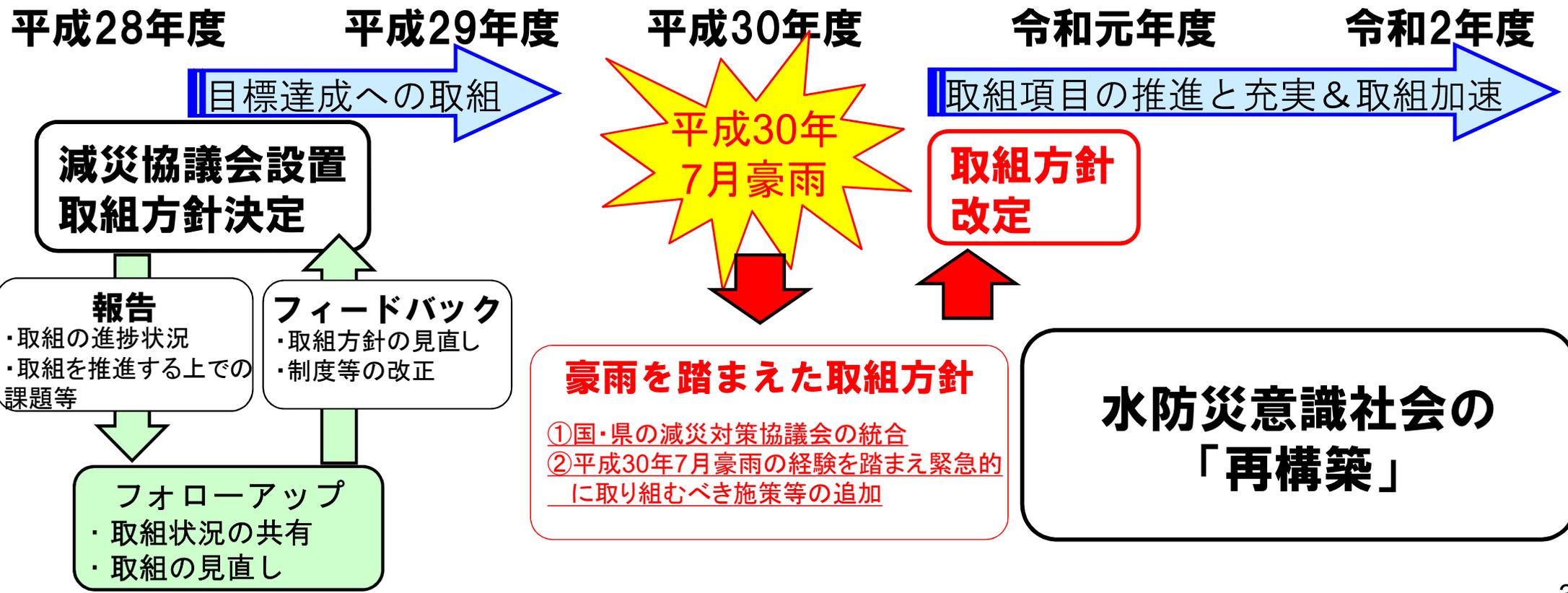
(5) 防災施設の整備等

- ・堤防等河川管理施設の整備：国管理河川において、洪水氾濫を未然に防ぐ対策を実施
- ・土砂・洪水氾濫への対策：人命への著しい被害を防止する砂防堰堤・遊砂地、河道断面の拡大等の整備
- ・多数の家屋や重要施設等の保全対策：樹木伐採、河道掘削等を実施
- ・本川と支川の合流部等の対策：堤防強化、かさ上げ等を実施
- ・ダム等の洪水調節機能の向上・確保：ダム再生を推進、ダム下流河道の改修、土砂の抑制対策
- ・重要インフラの機能確保：インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤、海岸堤防等の整備 等

岡山三川の減災対策協議会におけるこれまでの経緯

吉井川・旭川水系および高梁川水系では、平成28年度に大規模氾濫時の減災対策協議会を立ち上げ、「水防災意識社会再構築ビジョン」を踏まえた取組を始めていたところであったが、平成30年7月豪雨では甚大な人的被害、社会経済被害が発生した。令和元年度の協議会では豪雨の経験を踏まえ、取組項目の推進と充実を図った。

- 平成30年度の減災対策の取組結果の報告・共有
- 国・県の減災対策協議会の統合
- 平成30年7月豪雨の経験を踏まえ緊急的に取り組むべき施策等を追加した取組方針の見直し



各水系減災対策協議会「地域の取組方針」の見直しについて

「大規模氾濫減災協議会」の運用について(令和2年4月30日付け国水計調第1号、国水情第4号、国水環保第2号)に基づき、「令和元年の洪水等を踏まえた協議会における取組内容の充実」を踏まえ、令和2年度中に「地域の取組方針」の見直しを行うこととなった。

見直しにあたっての基本方針

地域の取組方針の改定にあたっては、「大規模氾濫減災協議会の地域の取組方針の改定について(令和2年11月30日付け中国地方整備局河川部事務連絡)」に基づき、緊急行動計画に関する令和3年度からの取組基本方針(案)により行うこととする。

岡山三川における考え方(案)

- 令和3年度からの取組基本方針(案)を反映した取組項目について、今後の5年間の取組に追加。
(追加した取組内容は次ページのとおり)
- 実施済の取組内容のうち、訓練等を通じて習熟、改善を図る必要がある内容は、その旨を追記して継続。(多機関連携型水害タイムラインの有効活用、関係機関が連携し新型コロナウイルスを踏まえた実働水防訓練の実施など)
- 減災に関連する新たな取組を記載。
(既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた取組、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」についての取組)

令和3年度以降の取組方針(案)に追加した項目

1. 応急的な退避場所の確保・・・6ページ
2. 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成支援及び訓練の促進
(全対象施設の避難確保計画作成の達成)・・・7ページ
3. 共助の仕組みの強化(水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた高齢者福祉部局との情報共有等)・・・8ページ
4. 住民一人一人の避難計画(マイ・タイムライン)の普及・・・9ページ
5. 不動産関連事業者への水害リスクの情報提供等・・・10ページ

応急的な退避場所の確保

○危険な区域の中でも人命被害を軽減するため、工事で発生する残土等を活用し退避場所にも寄与する高台等の確保や、民間施設の活用を促進する。

対策の内容・効果

○浸水深が深い地区等において、工事残土の活用等により退避場所となる高台を確保する。



下高島地区(埼玉県深谷市)



栄地区広域避難地(埼玉県加須市)

要配慮者利用施設の避難確保計画作成支援及び訓練の促進

(全対象施設の避難確保計画作成の達成)

- 水防法及び土砂災害防止法の改正(H29.6)により、洪水による浸水が想定される区域や土砂災害(特別)警戒区域内の要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成及び訓練の実施が義務化された。
- 岡山河川事務所では、減災対策協議会にて全国の作成率や手引き等の情報共有を図っているところ、岡山県内の作成状況(R2.10.31時点)は下表のとおり。
- 岡山市の「講習会プロジェクト」を皮切りに、令和3年度末までに要配慮者利用施設の避難確保計画の作成率100%、逃げ遅れによる人的被害ゼロの実現を目指す。

(洪水のみ)

R2.10.31時点

都道府県	対象 要配慮者 利用施設数	避難確保計 画作成済み 施設数
全国	88,601	55,075
中国地方	8,020	4,933
岡山県	3,070	1,384

広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等



■ 要配慮者利用施設の避難計画の作成支援および訓練の促進

要配慮者利用施設の避難確保計画作成に係る講習会を開催

1. 避難確保計画策定の支援

▶ 計画作成支援のための講習会を計画

平成29年、水防法及び土砂災害防止法の改正により、洪水による浸水が想定される区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成及び訓練の実施が義務化されました。

岡山市では、避難確保計画の作成支援・提出率の向上を図るべく、国土交通省作成の避難確保計画のひな形を基に講習会を定期的に開催し、要配慮者利用施設避難確保計画の策定の促進を図っています。

2. 講習会開催

▶ 令和元年度の講習会：3回実施

(第4回は新型コロナウイルス拡大防止のため中止)

対象施設数：2,112施設

参加施設数：378施設

・第1～3回の合計

・第4回は約200施設の申込を受付

▶ 提出数：417施設 (R2.4月末時点)

▶ 2021年度までに作成率100%、逃げ遅れによる人的被害ゼロの実現を目指し、今後も継続的に講習会を開催する予定。



岡山市の取組事例

共助の仕組みの強化(水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた 高齢者福祉部局との情報共有等)

老振発 0307 第1号
国水環第 195号
平成31年3月7日

各都道府県高齢者福祉部局長
各都道府県水防担当部局長
国土交通省各地方整備局河川部長
北海道開発局建設部長
沖縄総合事務局開発建設部長

厚生労働省老健局振興課長
国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長
(公印省略)

水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組について(依頼)

水害や土砂災害が広域かつ甚大に発生し、平成に入り最大の人的被害をもたらした平成30年7月豪雨を受け、中央防災会議において、激甚化・頻発化する豪雨災害に対し避難対策の強化を検討するため、防災対策実行会議の下に、「平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ」が設置され、平成30年12月26日に「平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について(報告)」がとりまとめられました。本報告では、住民が「自らの命は自らが守る」意識を持って自らの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援する、それらにより、住民主体の取組強化による防災意識の高い社会が構築できるよう、今後実施すべき対策が提言されたところです。

この対策の一環として、「大規模氾濫減災協議会において、防災・減災への取組実施機関と地域包括支援センター・ケアマネジャーが連携し、水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組を実施する」こととなりました。

つきましては、大規模氾濫減災協議会において、貴管内関係部局及び構成市町村と連携して下記取組を実施いただきますようお願いいたします。

【取組内容】

- 市町村の防災部局だけでなく高齢者福祉部局についても、大規模氾濫減災協議会への参加や防災部局から当該協議会に関する情報提供を受けるなどによる情報共有についてすべての大規模氾濫減災協議会で実施する
- 大規模氾濫減災協議会を構成している市町村におけるすべての地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等を設置する
- すべての大規模氾濫減災協議会において、地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組[※]の実施及びその状況を共有する

※取組例

- 大規模氾濫減災協議会において、地域包括支援センター・ケアマネジャー等の日常業務における防災に関する取組事例を共有する
- ケアマネジャーの職能団体の災害対応研修の場等を活用し、ケアマネジャーへハザードマップ等を説明する
- 大規模氾濫減災協議会の構成員による地域包括支援センターの住民向け講座等の機会を活用した最新の防災・減災施策の説明や高齢者自身の災害・避難カードの作成に対する協力を行う 等

また、各都道府県高齢者福祉部局長におかれましては、各地域包括支援センター等において上記の取組への対応が適切に行われるよう、貴管下の市町村高齢者福祉部局及び地域包括支援センター担当部局並びにケアマネジャーの職能団体に対し、本通知の趣旨について周知いただきますようお願いいたします。

各都道府県水防担当部局長、国土交通省各地方整備局河川部長、北海道開発局建設部長、沖縄総合事務局開発建設部長におかれましては、各大規模氾濫減災協議会において上記の取組への対応が適切に行われるよう、各大規模氾濫減災協議会の構成員に対し、本通知の趣旨について周知いただきますようお願いいたします。

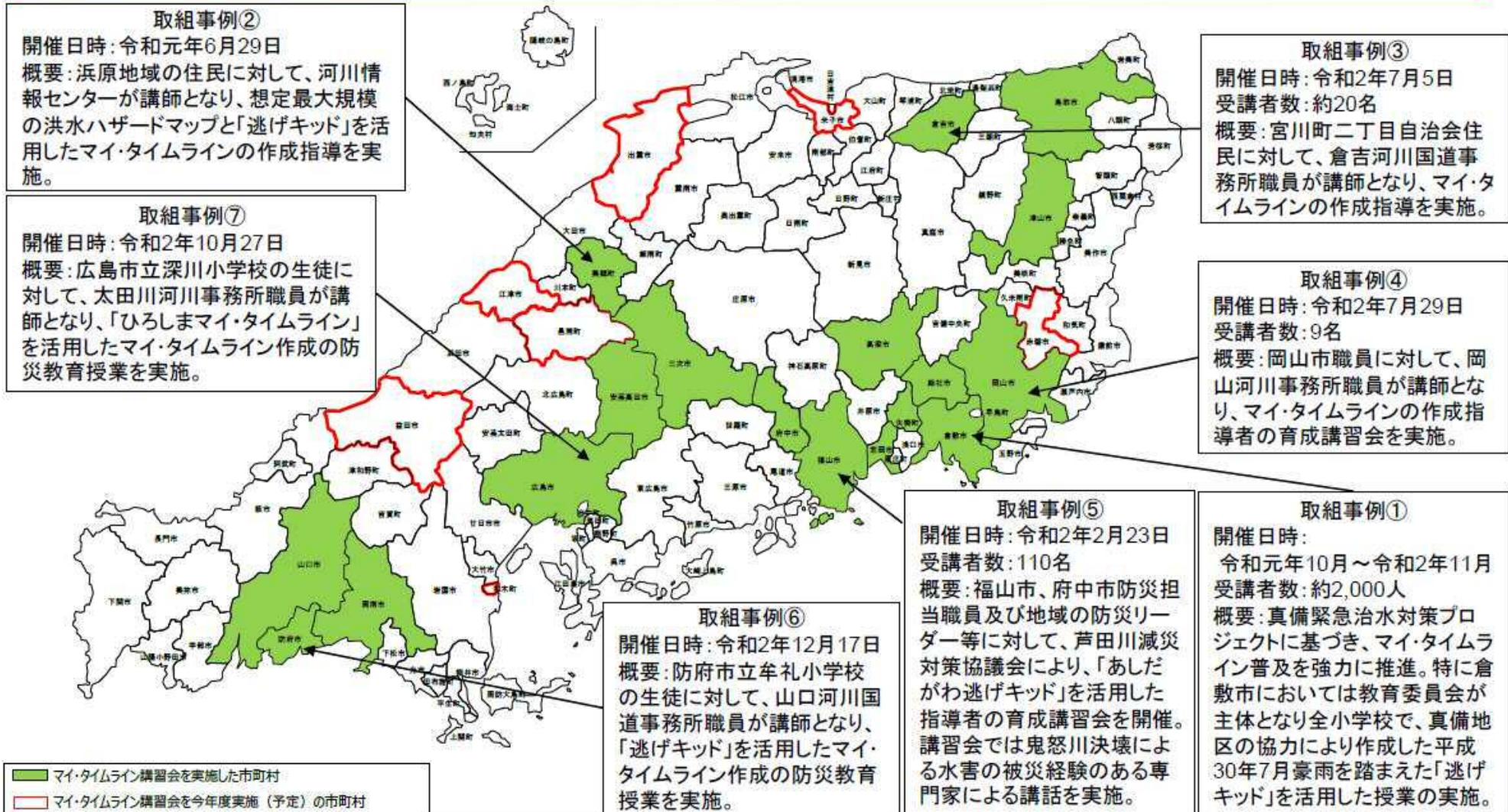
【問い合わせ先】

- 高齢者福祉部局関係
厚生労働省老健局振興課
課長補佐 桜井(内線 3982)
TEL: 03-5253-1111(代表) FAX: 03-5292-7894
- 水防担当部局関係
国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室
課長補佐 峰(内線 35453)
水防調査係長 山川(内線 35459)
TEL: 03-5253-8111(代表) FAX: 03-5253-1603

住民一人一人の避難計画（マイ・タイムライン）の普及

「マイ・タイムライン」の取組状況（中国地方整備局調べ 令和2年末時点）

- 緊急行動計画での取組（2020年度までに市町村向けの実施要領等を作成するとともに全国展開の方策について検討）
 - ✓ 協議会の構成市町村における「マイ・タイムライン」や、「マイ防災マップ」等の避難の実効性を高める取組の実施状況を確認し、取組内容を共有する。
 - ✓ また、別途とりまとめる全国の先進的な取組や水害や防災の専門家等との連携による取組などの事例を共有する。



■ 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する取組

太田川水系減災対策協議会の取り組みとして、不動産関係者に対して浸水想定区域図やハザードマップ等の水害リスクに関する情報の解説を行う専門家を派遣しました。

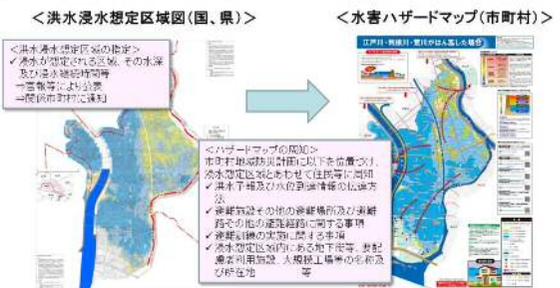
不動産売買時の災害リスク情報の説明については「宅地建物取引における重要事項説明」として位置づけられ、これまで津波や土砂災害については、事前説明が義務づけられています。しかし、水害についても、住民の命に直結することから、水害リスクを正しく理解して頂き、宅地若しくは建物の売買の際に、水害リスク情報を購入者へ周知をお願いする取り組みです。

堤防決壊時の映像 (近隣住民の方から提供)



浸水想定区域図と水害ハザードマップ

○ 国又は都道府県が指定・公表した洪水・内水・高潮等の浸水想定区域をもとに、市町村が洪水予報等の伝達方法や避難場所等も記した水害ハザードマップを作成・周知している。



- ・洪水の規模は、想定最大であるが、気候変動を踏まえるといつ発生するかわからない。
- ・地域によっては、洪水より高潮による被害が甚大場合がある。

浸水想定区域図・ハザードマップの周知について 国土省職員が専門講師として解説

- ・一般社団法人全国住宅産業協会 不動産流通セミナー
- ・参加者: 約20名
- ・開催日: 令和元年11月22日
- ・開催地: 広島市

災害リスク情報における重要事項説明

- 津波や土砂の対象災害については、区域の指定の有無を重要事項の説明が義務付けられているが、洪水、内水、高潮の対象災害はない。
- これらの災害は、同様に人命に直結することから、宅地若しくは建物の売買の際に、相手方へ水害リスク情報の周知をお願いしたい。

対象災害	根拠法令	宅地建物取引における重要事項説明
洪水 内水 (集中豪雨の規模が排水能力を上回る場合に発生)	水防法	— (義務付けされていない)
高潮	津波防災地域づくりに関する法律	津波災害特別計画区域
津波	土砂災害防止法	土砂災害特別警戒区域
土砂 (土石流、急傾斜崩壊、地滑り)		

災害リスク情報における重要事項説明の現状について解説

国土交通省 中国地方整備局

令和元年11月22日(日) 9:30~11:00
ASAクラウンプラザホテル富山 3階「風」

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 関係者挨拶
4. 新事紹介
5. 謝辞等

【午前】

東日本大震災関係
(1) 東日本大震災からの早期復興について
(2) 東日本大震災復興に備え訓練に基づき行動するための取組について

【午後】

安心・安全・防災関係
(1) 東日本大震災復興に備え訓練に基づき行動するための取組について

令和元年 全国知事会議 in 富山
～5G元年 地方創生～

国土交通省ハザードマップポータルサイト

○ 災害時の避難や 事前の防災対策に役立つ情報を公開。
○ 全国の防災情報を一つの地図上で重ねて閲覧可能。

大雨が降ったとき
どこが浸水するおそれがあるか？
どこで避難場所があるか？
どこで避難行動の危険があるか？
どこで避難行動の危険があるか？

地震のとき
どこが倒壊しやすいのか？
活断層はどこにあるのか？
大規模な地震は発生する可能性があるか？

重ねるハザードマップ
様々な防災に役立つ情報を、全国どこでも一つの地図上で重ねて閲覧可能。

わがまちハザードマップ
全国の市町村のハザードマップを閲覧することができます。

このように防災に関する様々な情報が分かるので、避難訓練・防災訓練に役立ちます。

災害時の避難や事前防災対策に役立つポータルサイトを紹介

- 1 住民の適切な避難行動につなげて命を守るために
- 平成30年7月豪雨において、行政が提供する避難情報が住民に浸透せず、避難指示や避難勧告においても逃げ遅れ、亡くなった方がいること。加えて、高齢者や避難行動要支援者に多数の犠牲が出たことを重く受け止める必要がある。
- 災害対応において最優先で取り組むべきは「命を守る」ことであり、今回の教訓を踏まえ、国・都道府県・市区町村・関係機関が一丸となって、一人でも多くの命を救うために全力で取り組まねばならない。
- (1) 「避難行動等に関するガイドライン」が改定され、災害時に適切な避難行動が容易に取れるよう、防災情報を5つの警戒レベルに区分し、この警戒レベルを付してわかりやすく提供するための取組が区分されているが、国においては引き続き地方自治体を通じて普及啓発に取り組むこと。また、地方自治体により迅速に避難情報を発信し、住民の避難行動につなげるよう、より細かい地域単位での情報の提供など、防災情報の更なる改善を図ること。
- (2) 災害時に住民等が自らの判断や受け合いにより避難行動をとることがあるようにするため、市町村が第一の基盤によりハザードマップを作成し、過去の災害記録や過去の浸水履歴を踏まえた洪水など、住民に対し

- (3) 地域の災害リスクを住民に浸透させるための具体的な手法として、宅地建物取引業法を改正し、市町村が作成したハザードマップの説明を、取引時に住宅購入者等へ説明が義務付けられる重要事項として位置付けること。

本取り組みはR1.7.23全国知事会においても提言されています